

日仏図書館情報学会会誌規定

1. 日仏図書館情報学会(以下、「学会」)は、学会会員(以下、「会員」)の研究成果を発表する会誌として、『日仏図書館情報研究』(以下、「会誌」)を編集、発行する。
2. 会誌は年1回刊行する。ただし、特別号、臨時号を発行することがある。
3. 会誌は会員に無償で配布する。会員以外には定められた価格で頒布する。
4. 会誌の編集・発行は、学会幹事会の下に設置し、会員で構成する編集委員会が行う。編集委員長は学会幹事の中から選出する。
5. 会誌の内容
 - 5.1 会誌の内容は、主として日仏両国ならびにフランス語圏の図書館情報学またはその関連分野を主題とする学術論文とする。
 - 5.2 記事の種類は、(1)一般論文、(2)研究ノート、(3)書評・文献紹介、(4)その他、とする。
6. 原稿
 - 6.1 会員は原稿を、隨時、投稿することができる。共著の場合、著者の1名以上が会員であれば会員の投稿とみなす。
 - 6.2 投稿原稿については、編集委員会が指名する者による査読を行う。会誌への掲載の採否は、査読結果に基づき編集委員会が決定する。またその際に、原稿の一部修正を執筆者に求めることがある。
 - 6.3 投稿とは別に、編集委員会は会員または会員以外に原稿を依頼することができる。
7. 執筆要綱および原稿の取り扱いなど
 - 7.1 投稿原稿は未発表のものとする。ただし、原著が外国語であり日本語訳が未発表であれば、未発表原稿とみなす。この場合、原著者から翻訳、電子化およびオンライン上での公開許諾を得られたものに限り、その許諾の取得は翻訳者が行う。
 - 7.2 原稿の執筆は、編集委員会が策定し幹事会が承認する「『日仏図書館情報研究』執筆要綱」に拠る。
 - 7.3 原稿は、会誌への掲載の採否に関わらず、原則として返却しない。
 - 7.4 原稿料は、原則として支払わない。
 - 7.5 掲載論文の執筆者には、抜刷りを無償で配布する。部数は、一般論文及び研究ノートについては20部、その他については10部とする。
8. 著作権
 - 8.1 掲載論文の著作権は、執筆者に帰属する。
 - 8.2 上記執筆者は、学会に対し、掲載論文の複製および公衆送信を許諾するものとする。
9. その他必要なことは、幹事会が定める。